



第IV章 まちづくり部門別方針



1. 土地利用の方針

1-1. 基本的な考え方

本市は南北軸である沖縄自動車道、国道 329 号、国道 330 号を主要な骨格軸とし、更に本市と周辺自治体を連絡する沖縄嘉手納線、沖縄北谷線、県道 20 号線を東西軸として市街地が構成されている。現在の土地利用状況を踏まえながら、都市活動の機能性、安全性、利便性、快適性の向上をめざし、まちづくりの基本目標を踏まえて将来の土地利用方針を設定する。

人口減少、少子高齢化社会の到来により全国的に「まとまりある集約型の都市（コンパクト＋ネットワーク）」への転換が必要とされているなか、軍用地を除いた約 31 ㎢の市域はおおむね市街化しており、今後は、ネットワークの形成が重要となる。

加えて無秩序な市街化の抑制を図るため、特定用途制限地域の指定等により、住宅地、商業地、工業地などの配置の方針とともに農業振興地域との整合を図りながら農用地、緑地などの保全の方針について定める。

また、現在の用途地域内において、新たな土地利用の動向が見られる地域や用途地域との乖離が生じている地域については、市全体の都市的土地利用の均衡を図りながら、適切な用途地域の配置を検討する。さらに、本市市境付近において、隣接市町村の土地利用の状況を踏まえ、適正な土地利用の検討をおこなう。

(1) 中心商業業務地区

那覇市に次ぐ県内第二の都市として商業機能、業務機能、交通機能、観光機能等の強化と、沖縄市らしい国際色豊かな景観形成を図る。

また、中心市街地の活性化及び個性的で魅力的な交流空間の創出を促進するとともにまちなか居住を推進し、多様な機能が集約した活気のある都市空間の形成を図る。

(2) 沿道・地域サービス地区

本市の骨格的な道路である国道 329 号、県道 20 号線、沖縄環状線、具志川環状線などの沿道の土地利用は、背後にある住宅地との調和に配慮しつつ、商業機能・業務機能などを配置し、利便性の高い沿道サービス地区の形成を図る。

また、地域拠点として同機能の配置が望まれる地区においては、利便性の高い地域サービス地区の形成を図る。

(3) 低層住宅地区

戸建て住宅を中心とした良好な低層住宅の集積を図る。

(4) 中高層住宅地区

隣接する中心商業業務地区や低層住宅地区など周辺環境との調和に配慮しながら中高層住宅の集積を図る。

(5) 工業・流通業務地区

本市の内陸部及び臨海部における工業地においては、周辺環境と調和を図りつつ、機能拡充等をおこない本市の産業振興に資する工業・流通業務地区を形成する。

(6) 集落環境保全地区

農業環境との調和を図りつつ、無秩序な市街化を抑制しながら生活関連施設の整備を促進するとともに、良好な集落景観の保全・形成に努める。

(7) 農用地保全地区

農業的土地利用の高度化を促進するとともに、優良農地の保全と活用を図る。また、市北部に残る農用地を主体に、沖縄農業振興地域整備計画に沿った基盤整備や土地利用を促進する。

(8) 緑地保全地区

地すべり等防災対策や保水機能、景観形成機能など、緑地が持つ多様な機能を活用するため、市北部や東部の斜面地に残る緑地の保全に努める。

軍用地内の緑地については、本市に残る貴重な自然環境として保全を検討する。

(9) 東部海浜開発地区

スポーツコンベンションやビーチフロント観光拠点の創出に向け、海を生かした緑あふれる空間の形成を図り、中心市街地活性化への取り組みと連携する。

(10) 軍用地等

軍用地等の返還が具体化した際には、速やかな跡地利用計画等の策定に努める。

また、キャンプ瑞慶覧返還予定地区については、南の玄関口として良好な住宅地の形成と商業機能、観光機能などの充実を図る。

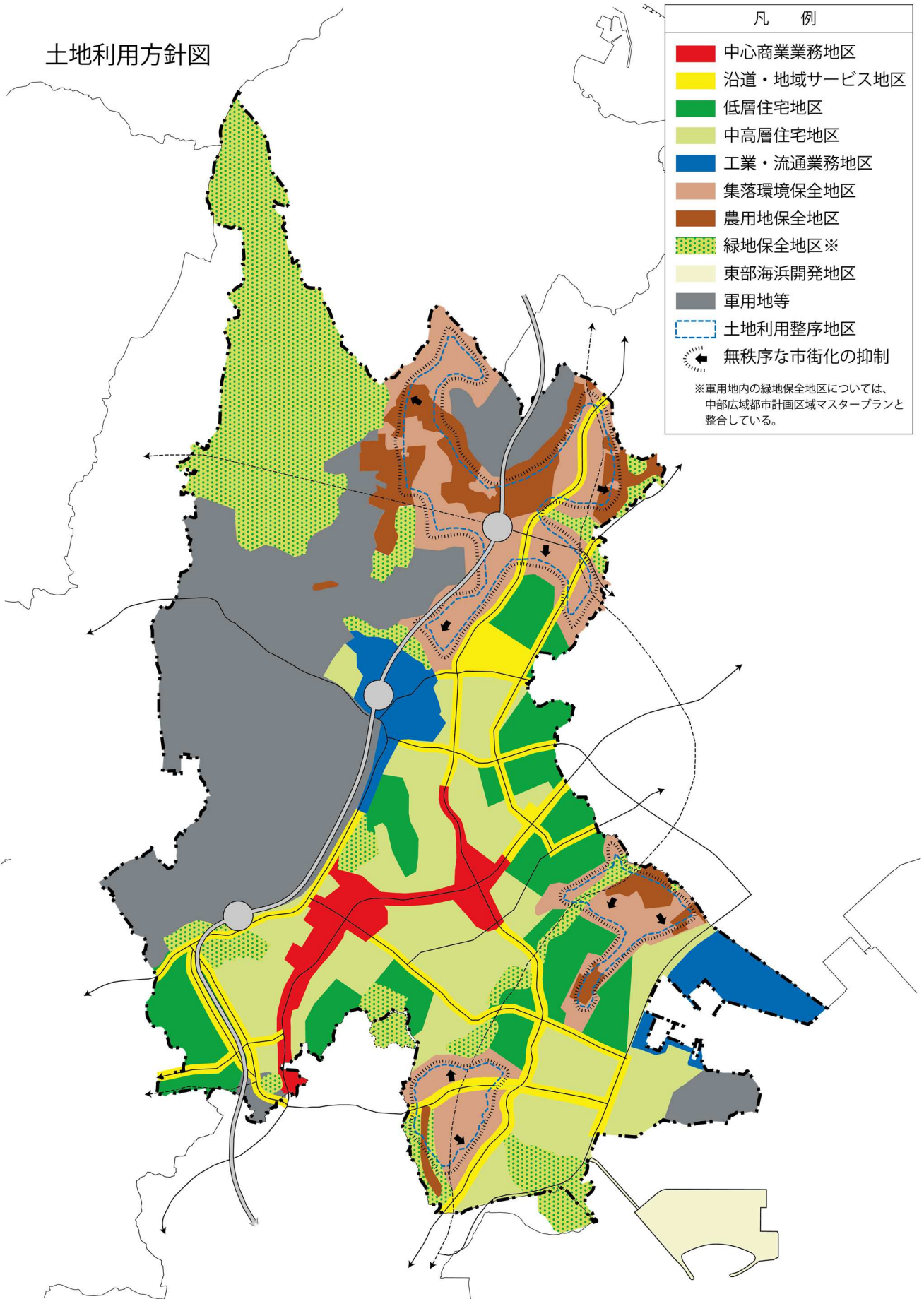
(11) 土地利用整序地区

用途地域の指定のない区域においては、道路など都市基盤整備が伴わないなかで市街化が進行している。そのため特定用途制限地域の指定などにより無秩序な市街化の抑制を図る。

(12) 低・未利用地

低・未利用地については、民間活力の導入可能性も視野に入れ、商業、宿泊機能など、本市の発展に資する土地利用を検討する。

土地利用方針図



2. 市街地整備の方針

2-1. 基本的な考え方

先述の土地利用方針における各地区の状況を踏まえ、市街地整備の方針を以下のとおり設定する。

(1) 中心市街地整備地区

県下第二の都市の中心市街地として、商業機能、業務機能、交通機能、観光機能等の充実を図り、中心市街地の活性化を促進するとともに、計画的な市街地整備によりまちなか居住の推進と防災機能の向上を図る。

- ・中の町土地区画整理事業を推進する。
- ・空き店舗の有効活用や、まちなかのオープンスペースの確保等により、市民及び来街者が快適に回遊し、また交流できる新たな商店街の形成を図る。
- ・中心市街地を縦断する国道330号については、交通機能の強化、及び沿線の景観形成、生活環境の改善を図り、魅力的な道路空間の創出を図る。
- ・公共交通については、基幹バスや新たな公共交通の導入に向けた基盤整備を促進し、交通結節機能の拡充に努める。
- ・諸見里、久保田、山里においては、キャンプ瑞慶覧返還予定地区の跡地利用と連携し、本市の南の玄関口としてゲート性を考慮した計画的な市街地整備を促進する。

(2) 街並誘導地区

区画整理事業等により形成された市街地（美里、比屋根、山内、登川、泡瀬）については、良好な街並み景観形成と住環境の維持を図る。

(3) 都市基盤改善地区

都市基盤改善地区については、面的基盤整備や道路幅員の確保を促進し、適切な市街地の更新により、防災機能の向上と住環境との改善に努める。特に、安慶田地区土地区画整理事業区域内の安慶田中線沿いについては、防災環境軸として位置づけ、避難路として機能強化を図り、防災性の向上を図る。また、知花ゴルフ場跡地周辺については、適切な開発手法により、面的基盤整備などを促進する。

(4) 産業基盤整備地区

①内陸部

- ・既存産業の振興と多様な産業の集積を図るため、(仮称)池武当インターチェンジの整備や都市基盤の整備により操業環境の向上を図る。

②臨海部（中城湾港新港地区）

- ・工業用地と港湾機能を併せ持った港湾として、物流・生産の拠点整備、大型船舶に対応するための航路の浚渫・拡幅を促進する。

- ・ 立地企業の物資輸送ニーズを踏まえ、生産・販売活動を支援し、地域経済の活性化に資する港湾機能の拡充を促進する。
- ・ クルーズ船の乗客の利便性向上のため CIQ（税関・出入国管理、検疫）ホールや待合所などの旅客ターミナル機能の拡充を促進する。

③泡瀬漁港周辺地域

- ・ 漁港及びマリナーを中心に海を生かした交流とにぎわいのある空間の形成を図る。

（５）基盤整備検討地区

池原、与儀、古謝等（用途地域の指定のない区域）

特定用途制限地域の指定などにより、無秩序な市街化の抑制を図るとともに、地区内道路などの基盤整備の検討をおこなう。

（６）基盤整備推進地区

①東部海浜開発地区

- ・ 公有水面埋立事業を促進し、スポーツコンベンションやビーチフロント観光拠点の形成に向けた基盤整備を推進する。

②キャンプ瑞慶覧返還予定地区

- ・ 北中城村との連携を図りながら跡地利用計画を策定する。
- ・ 市街地開発事業など、返還後の速やかな基盤整備を促進し、南の玄関口として良好な住宅地の形成と商業機能、観光機能などの充実を図る。

2-2. その他市街地整備の方針

（１）市営住宅の適切な更新

住民ニーズや地域特性、住宅市場などの住宅事情を勘案し、効果的、効率的な市営住宅の供給を図っていくため、沖縄市市営住宅ストック総合活用計画を踏まえ、市営住宅の戸数増を見据えた建替え、全面的改善、個別改善、維持保全等の適切な更新をおこなう。

（２）空き家対策の検討

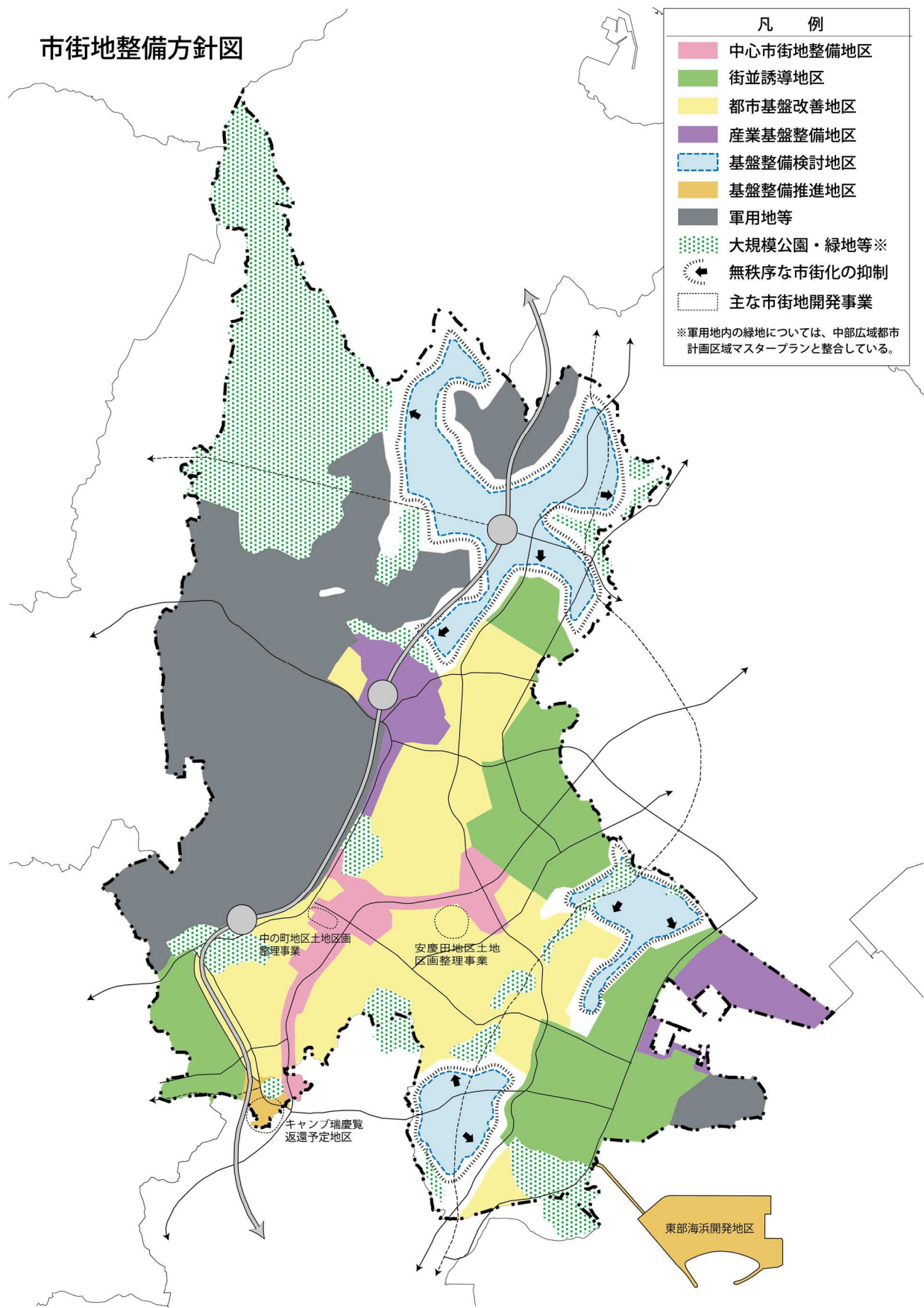
市内にある既存住宅のうち、空き家となっているものについては、その適正管理及び有効利用の検討により改善に取り組む。

（３）墓地の集約化の検討及び火葬場の確保

人口増加に伴う市街地の拡大や従来家族墓から個人墓へと様式の変化などから市街地、農地などにおいて墓地の散在が見られるが、近年は、民間墓地開発によりまとまった箇所にも墓地が形成されている一面がある。今後は、公営墓地等の整備を検討しつつ、大規模な墓地開発については適正な整備となるよう指導をおこなう。

火葬場については、沖縄市火葬場基本構想を踏まえ、整備に向けた検討をすすめる。

市街地整備方針図



3. 道路・交通体系の方針

3-1. 基本的な考え方

移動の大部分を自動車に依存している本市において求められる道路ネットワークの整備を推進する。

また、超高齢社会の到来を見据えた公共交通網の再編や歩行者・自転車ネットワークの整備等を推進するとともに、バリアフリー化に配慮する。

さらに交通渋滞の改善や移動しやすい環境の整備を図るため交通需要マネジメント（TDM）について検討をすすめる。

長期未整備都市計画道路のうち、廃止予定路線については、必要に応じて代替路線の検討をおこない、現道を有する路線については、規制解除による地域への影響は小さいため廃止を優先する。

3-2. 道路

（1）広域道路ネットワーク

本市の骨格となる広域道路ネットワークの形成は以下の方針に基づき整備をすすめる。

- ・ 周辺自治体と本市を繋ぐネットワークの形成を図る。
- ・ 渋滞路線を補完するためのバイパス整備事業を促進する。

■整備促進を図る路線等

路線名		取り組み内容
南北軸	国道 330 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ コザ十字路から胡屋十字路間について、現在の道路幅員を拡張し交通機能の強化を図るとともに、沿線の生活環境の改善を図る。 ・ 中心市街地活性化への取り組みとの連携や、沿道の景観形成の推進など魅力的な道路空間の創出を図る。
	国道 329 号 沖縄バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石川バイパスを南伸させ池原から古謝、与儀を経て北中城村渡口へと連結する沖縄バイパスの事業化を促進する。
東西軸	県道 24 号線 バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の南側の東西軸を強化することにより交通の円滑化を図り、国道 330 号及び県道 24 号線の負担を軽減すること目的に、県道 24 号線バイパスの整備を促進する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な基地の存在により東西の道路ネットワークが分断されているため、広域道路網の体系的整備を展望しつつ、沖縄北インターチェンジから読谷村に連絡する読谷具志川線（仮称）の実現化に向けた取り組みをすすめる。
その他	インター チェンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞緩和や安全性向上を目的として、沖縄北インターチェンジ及び沖縄南インターチェンジの整備及びそれらの周辺道路の整備を促進する。 ・ ハシゴ道路ネットワークの整備や池武当周辺の産業活性化及び沖縄北インターチェンジ・沖縄南インターチェンジの渋滞緩和などを目的として、（仮称）池武当インターチェンジの整備を促進する。

(2) 域内道路ネットワーク

市域内における域内道路ネットワークの形成は、以下の方針に基づき整備をすすめる。

- ・ 市域内の各拠点や主要プロジェクトを結ぶネットワークの形成を図る。
- ・ 渋滞路線を補完する役割を果たす路線の整備を図る。
- ・ 「国際文化観光都市」にふさわしい、誰にでもわかりやすい案内標識・サインの検討をすすめる。
- ・ 長期未着手の都市計画道路については、整備必要性の検証結果を踏まえた見直しをすすめる。

■整備促進を図る路線

路線等	取り組み内容
県道 20 号線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全区間 4 車線化に向けた、拡幅整備を促進する。 ・ くすの木の再生による緑陰の創出や、沿道の景観形成、緑陰・ポケットパークの確保を促し、快適で回遊性のある道路空間の創出を図る。
(仮称) 園田中央公園線、 (仮称) 越来中央線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路を補完する路線の整備を促進する。
登川クランク型交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・ クランク型交差点の改良を促進し、交通の円滑化と安全性の向上を図る。

(3) 生活道路

市民の生活に最も身近な生活道路については、通学路を中心に多様な利用者が安心して通行できる歩行空間の整備をすすめるとともに、通過交通の排除を推進する。



▲中央パークアベニュー通り



▲沖縄市循環バス

3-3. 公共交通網

高齢者やこども、障がい者等の交通弱者の移動手段を確保し、低炭素都市づくりに向けて、誰もが利用可能な公共交通の実現を目的として、公共交通網の再編を図る。

また、観光客を含め誰もが利用しやすい環境整備を促進する。

■取り組みと具体的な内容

取り組み	具体的な内容
基幹バスの導入に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 330 号における道路拡幅整備を促進する。 ・ ライカム交差点からコザ十字路までの沿線において、交通結節点の可能性を検討する。 ・ 交通結節点におけるバリアフリー化を図る。
公共交通網の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通結節点から市内に展開する支線バスや、既存のバス路線網を補完するコミュニティバスの導入を検討する。 ・ 公共交通の円滑な乗り継ぎを確保し、だれもが不自由なく利用できる交通網の整備を促進する。
新たな公共交通の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における鉄軌道や LRT の導入、モノレールの延伸など新たな公共交通の導入を検討する。

3-4. 交通結節機能

公共交通を利用する市民や来訪者の利便性向上のため、公共交通機関の効率的な乗り継ぎを構築し、様々なヒトやモノの交流を活性化する交通結節機能の向上を図る。

(1) 交通結節点

中部広域における交通の要衝として、国道 330 号を通る基幹バスと周辺市町村への支線バスのスムーズな乗継ぎがおこなえるよう、交通結節点の形成を図る。

(2) サブ交通結節点

本市の公共交通の地域拠点として、市内の支線バスとコミュニティバス等のスムーズな乗り継ぎがおこなえるよう、サブ交通結節点の形成を図る。

(3) 交通結節機能検討区域

ライカム交差点からコザ十字路間において、新たな公共交通や基幹バスとの相互乗り継ぎができる拠点としてターミナル機能を検討する。

3-5. 道路等の長寿命化

良好な社会基盤ストックを形成するため、道路や道路橋については、長寿命化修繕計画に基づく施設の長寿命化に努める。

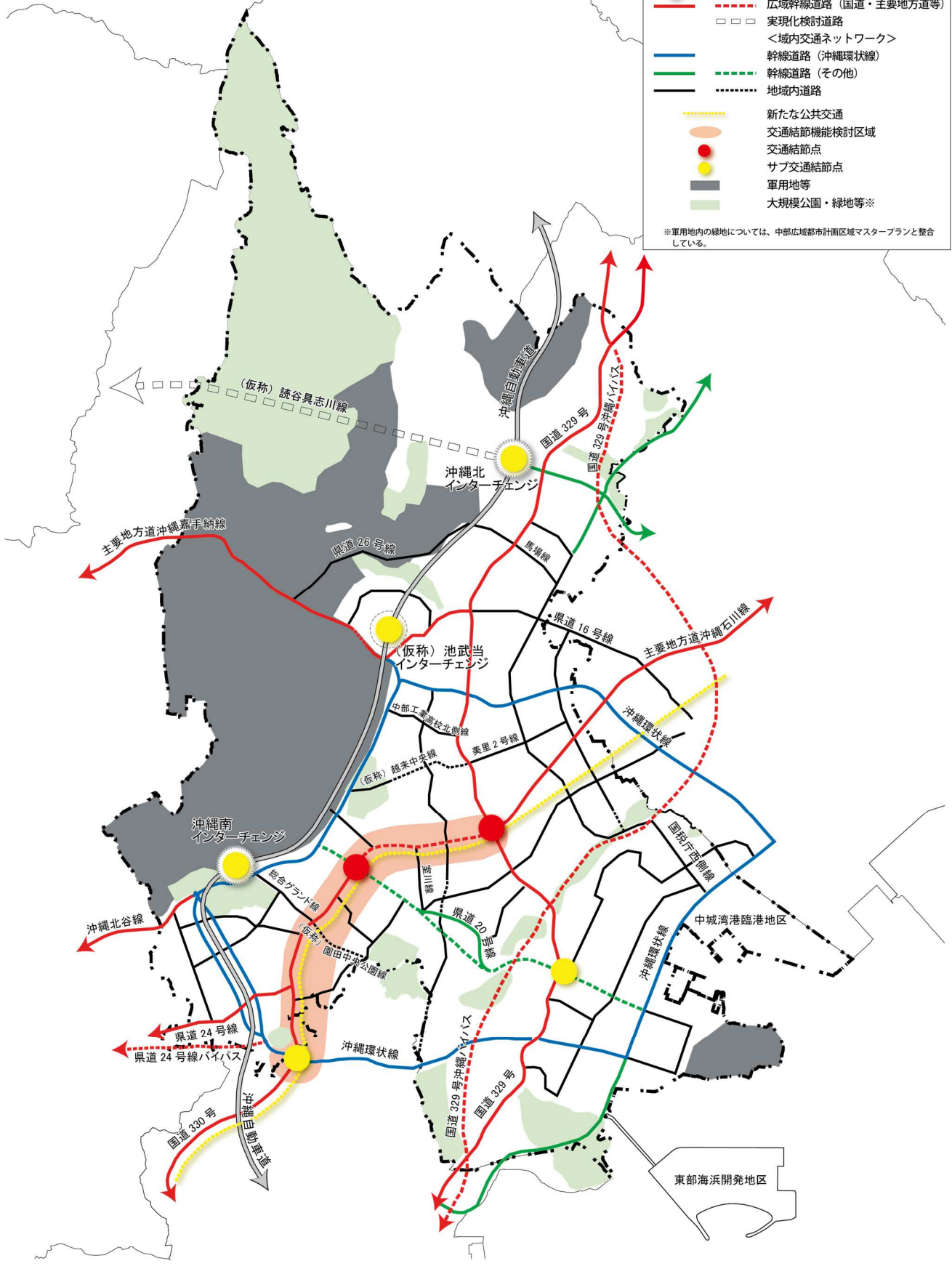
3-6. 自転車利用環境の向上

市民の健やかなライフスタイルの確立、市街地内の回遊性向上を誘発するため、自転車利用環境の向上に努める。

道路・交通体系方針図

凡 例	
(整備済)	(構想・計画・事業中)
<広域道路ネットワーク>	
	広域幹線道路 (沖縄自動車道)
	広域幹線道路 (国道・主要地方道等)
	実現化検討道路
<域内交通ネットワーク>	
	幹線道路 (沖縄環状線)
	幹線道路 (その他)
	地域内道路
	新たな公共交通
	交通結節機能検討区域
	交通結節点
	サブ交通結節点
	軍用地等
	大規模公園・緑地等※

※軍用地内の緑地については、中部広域都市計画区域マスタープランと整合している。



4. 緑と水の方針

4-1. 基本的な考え方

本市は、本島中部に位置し、森林、河川、海浜等貴重な自然環境を有している。これら貴重な自然環境を保全し、市民の憩いの場として、また防災機能を有し安全かつ快適な都市環境を確保するため、公園・緑地の配置及びそのネットワーク化をすすめ、「うるおいを感じる緑と水のまち」の形成を図る。

公園は、位置や規模、設置目的に応じてさまざまな機能を分担し、全体で快適な都市生活を支え、良好な都市環境の確保に努めることから、各種公園の効果的な配置をおこなうとともに、誰もが安全・安心に利用できるようにバリアフリー化をすすめる。なお、公園のリニューアルにあたっては、利用者ニーズにあったものとしていく。

また、景観計画とも連携し、緑の保全、活用を推進していく。

4-2. 公園・緑地の整備及び管理方針

(1) 都市基幹公園・大規模公園

市民の運動やレクリエーション、休息等の総合的な利用のための都市レベルの拠点的な公園の整備、保全、活用を推進する。

種別	整備及び管理方針	公園名称
運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として機能するとともに、都市環境の改善、都市防災の拠点として、維持、保全、活用に努める。 	コザ運動公園
	<ul style="list-style-type: none"> プロスポーツ大会、合宿の誘致等によるスポーツコンベンションやビーチフロント観光拠点としての活用に努める。 	東部海浜開発地区
総合公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用の場として、維持、保全、活用に努める。 特にこどもの国公園については、自然の生態系を活かしつつ、体験学習の場としての整備や、観光施設としての機能拡充を図り、魅力的な公園づくりに努める。 	八重島公園 こどもの国公園
広域公園	<ul style="list-style-type: none"> 本県及び本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として活用に努める。 	沖縄県総合運動公園

	<ul style="list-style-type: none">・ プロスポーツ大会、合宿の誘致等によるスポーツ コンベンションの拠点としての活用に努める。	
--	--	--

(2) 住区基幹公園

市民の身近なオープンスペースとして快適な利用がおこなえるよう、既存公園の維持管理に努め、未整備公園の整備を着実に推進するとともに、公園が不足している地域での整備をすすめる。

また、地域の公園等への愛着を育み、住民主体の公園管理を促進することから、公園愛護会の支援に努める。

種別	整備及び管理方針	公園名称
近隣公園	・ 近隣公園が有する運動、休憩・集い、環境保全の機能に加え、地域のシンボルまたはランドマークとして、住民の快適な利活用の場となるよう、整備に努める。	西森公園 等
街区公園	・ 身近なオープンスペースであり、既存公園の維持管理と、不足している地域での整備を推進する。	美里第四公園 美里第五公園 かりゆし公園 池原公園 (仮称) 比屋根公園 (仮称) 古謝公園 等

(3) その他緑地等

都市景観の向上、公害の防止及び緩衝、災害の防止及び緊急時の避難等の場として既存の都市緑地の整備、保全を推進する。

また、民間墓地開発の適正な指導と併せて公営墓地等の整備を検討する。

種別	整備及び管理方針	緑地等名称
都市緑地	・ 環境の保全、都市景観の向上、避難路、避難地など、多くの役割を担っており、その果たすべき役割を明確に把握しつつ、保全に努める。	海中道路跡都市緑地、馬場都市緑地 等



▲都市緑地



▲近隣公園

4-3. 骨格的緑・水辺の保全活用

山地や丘陵、海岸線などの地形は、本市の骨格を形づくるとともに、緑と水を強く感じさせる大切な基盤である。これら骨格的な緑に関しては、地域性緑地の指定などにより保全を図り、また市民の憩いの場として利活用を促進する。

位置	保全活用方針
嶽山原一帯の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養林としての役割に加え、本島北部と中南部との両方の特性を有する貴重な自然植生域であることから保全を基本とする。 ・ 近接する倉敷ダムの水辺空間と一体となった自然研究の場及び市民レクリエーションの場等としての利用を図る。
斜面緑地及び集落のクサティ森	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統集落に見られるクサティ森(腰当森)はミーニシや自然災害等から集落を保護する役割を有している。池原、登川、古謝、大里、高原、与儀などの背後に位置する斜面緑地は集落のクサティ森にあたるとともに、台地と低地を縁取る緑地として景観形成上も重要であることから、風致地区など地域制緑地の指定によりその保全、回復を図る。
海岸線沿い緑地・水辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海邦町の港湾緑地の保全や活用に努める。 ・ 水辺空間として多くの野鳥が観察できる沖縄県総合運動公園北側の比屋根湿地の保全や活用に努める。
緑のネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 八重島公園、コザ運動公園、こどもの国公園(緑のトライアングル) ・ 沖縄県総合運動公園、海邦公園とこれらを結ぶ沖縄環状線・旧海中道路跡地(緑のスクエア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑道、沿道における街路樹整備により緑のネットワークを形成する。
緑の回廊軸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道330号 ・ 県道20号線(くすの木通り) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路樹整備や水辺空間の創出などの歩行者が楽しめる沿道整備をおこなう。
水辺の回廊軸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 比謝川沿いの緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の骨格を形成する資源としてできるだけ保全するとともに、その水源であるこどもの国公園から嘉手納町に至る区間について水辺の回廊軸として位置づけ、多自然川づくり等による河川整備を促進する。 ・ 本市の市街地を流れる比謝川上流域は、生物の生息・生育空間であり、貴重な潤いある場であることから、川や自然とのふれあいやにぎわいとやすらぎのある水辺空間の創出や保全に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 与那原川沿いの緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水性の確保や、多自然川づくりを促進するとともに、北部の豊かな自然に配慮した修景を図る。

4-4. その他都市緑化の推進

①市街地における緑化推進

市街地における緑化を推進するため、沿道整備と併せた緑陰、ポケットパークの確保や、密集した既成市街地の改善に併せた公園、緑地の整備等の促進を図る。また、地区計画や緑化地域等の制度活用についても検討をおこなう。

②公共施設等の緑化推進

多くの市民や来訪者が利用し目にする公共施設は、本市を印象づける大切な景観資源でもあることから、積極的な敷地内緑化、壁面緑化等を推進する。また、「沖縄市花いっぱい活動」を市民と協働で今後継続して推進する。

③主要道路の緑化推進

国・県道での緑化の推進はもとより、地域の補助幹線や地区幹線においても、道路愛護団体との協力などにより特徴ある街路樹の確保と緑陰の創出を推進する。同時に本市への出入のゲートとなる主要な空間及び交差点等においてはチンマーサー（シンボルツリー）の確保など積極的な緑化を推進する。

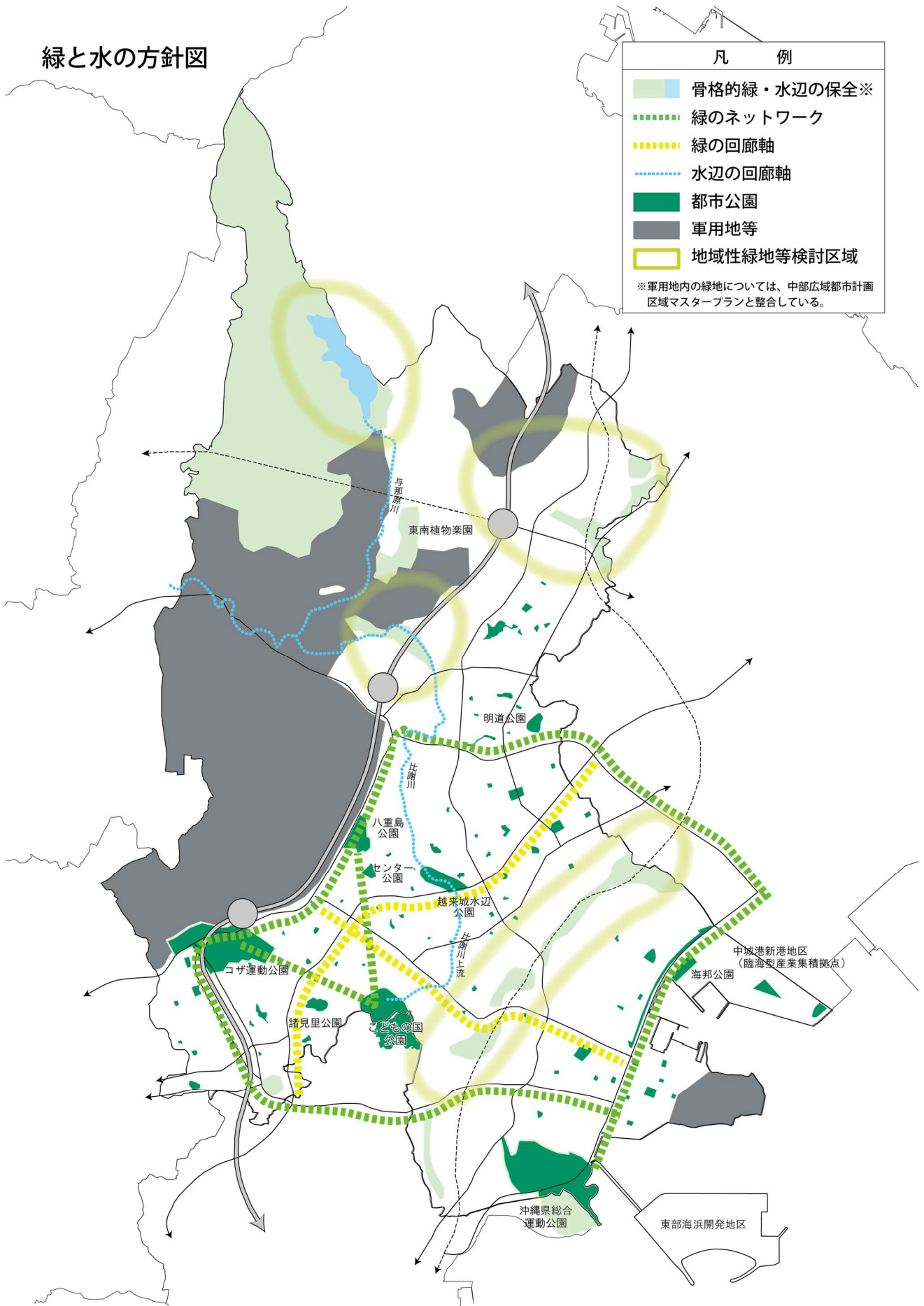
4-5. 公園等の長寿命化

良好な社会基盤ストックを形成するため、公園長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化に努める。

4-6. 官民連携による公園の活性化の方針

民間参入が見込めるポテンシャルの高い公園は、Park-PFI などの民間活力を利用した都市公園のリニューアル、にぎわいづくりをすすめる。

緑と水の方針図



凡 例	
	骨格的緑・水辺の保全※
	緑のネットワーク
	緑の回廊軸
	水辺の回廊軸
	都市公園
	軍用地等
	地域性緑地等検討区域

※軍用地内の緑地については、中部広域都市計画区域マスタープランと整合している。

5. 下水道・河川の整備方針

5-1. 基本的な考え方

快適で衛生的な生活環境の促進と公共用水域の水質を保全するため、未整備区域の効率的で効果的な公共下水道整備（汚水）や近年見られる集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減に向け、雨水排水路の計画的な整備を推進する。

また、河川については治水・利水機能を確保するとともに、都市環境の充実を図るため、親水性、快適性に配慮した水辺空間を整備する。

5-2. 下水道

事業計画区域内の未整備区域の整備をすすめ、普及率や下水道整備後の接続率の向上に努める。

また、すでに整備がなされ老朽化しつつある施設については、ライフサイクルコストの最小化を図るために、ストックマネジメント計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでを一体的に捉えた計画的で効率的な維持管理に努める。

（1）流域下水道

本市が有する 2 つの流域下水道の区域（中部流域下水道事業・中城湾流域下水道事業）の着実な整備を促進する。

（2）公共下水道

流域下水道事業と連動しつつ、公共下水道の設置、改築、修繕、維持及びその他の管理をおこなう。

（3）雨水排水路等

効率的かつ総合的に浸水対策を実施するため、雨水総合管理計画を策定し、雨水排水路などの整備を推進する。

5-3. 河川

市内には、比謝川、与那原川、川崎川の3つの二級河川が位置しており、県土の安全性の向上、水需給の安定化、生活環境の改善等を図ることを基本としつつ、本市の安全で快適な生活環境を創造するため河川改修などの整備を促進する。

■事業促進を図る河川

河川名	整備主体	取り組み内容
比謝川	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比謝川上流域については、比謝川上流域総合雨水対策アクションプラン（案）を踏まえ、地域と連携し、費用対効果なども考慮しながら、効率的かつ効果的な整備を実施主体である沖縄県と協働で促進する。 ・ 浸水対策による安全性向上を図る。 ・ 沿川の緑化や開放空間の確保により密集した既成市街地の住環境改善を図る。
与那原川	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修事業を促進する。
川崎川	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修事業を促進する。



▲比謝川

6. 景観まちづくりの方針

6-1. 基本的な考え方

本市らしい個性的な景観を守り・育み、次世代へと受け継いでいくため、「沖縄市景観計画」に基づき、景観まちづくりを推進する。

6-2. 景観形成の方針

以下の地区については、今後「沖縄市景観計画」に位置づけることを目的に、本市の特徴的な景観を生かした景観まちづくりに関するルールについて検討する。また、景観上より重要な地区については重点地区等を指定し、市民の想いを反映した景観まちづくりに生かす。

なお、その他今後検討が必要な地区については随時「沖縄市景観計画」との整合を図りながら、ルールづくりを推進する。

(1) 東部海浜開発地区

東部海浜開発地区景観計画（案）に基づき、今後重点地区への指定をおこなう予定である。

(2) 国道 330 号沿道地区

国道 330 号の拡幅整備に伴い、良好な景観形成に向けて、新たなルールづくりの検討をおこなう。

(3) 中の町、コザゲート通り地区

土地区画整理事業に伴い、良好な景観形成に向けて、新たなルールづくりの検討をおこなう。

(4) キャンプ瑞慶覧返還予定地区

キャンプ瑞慶覧返還予定地区の跡地利用に伴い、良好な景観形成に向けて、新たなルールづくりの検討をおこなう。



▲コザゲート通り

7. 防災まちづくりの方針

7-1. 基本的な考え方

大規模災害による被害を最小限に抑えるとともに、防災機能を有する幹線街路、防災公園、ライフラインの整備や住宅、公共施設など建築物の安全性の向上等を図り、災害に強い都市の形成をめざす。

7-2. 地震・津波災害

沖縄市耐震改修促進計画に基づき、市内全域の耐震診断・改修の促進を図るため、住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修を計画的かつ効率的に実施する。

また地震時に火災が発生すると、狭隘道路が多く老朽化した住宅等が集積している密集した既存市街地では、延焼の危険性が高いことから、建築物の適切な更新による不燃化と道路幅員の確保等を促進し、防災機能の向上を図る。

地震による液状化や津波被害が想定される地区においては、液状化対策や津波避難ビル等の確保に努める。

7-3. 豪雨・土砂災害

水害（浸水、溢水等）の恐れのある河川については、危険度、市民生活への影響等を考慮し、治水整備を推進する。

台風や大雨時における浸水や高潮の危険箇所については、調査により状況を把握し、計画的な改修整備を推進する。

また、土砂災害に対しては、市民に対して沖縄県が指定する土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、沖縄県や関係機関との連携によりハード対策を促進する。

7-4. 災害に強いまちづくり

大規模災害の発生時に、市民や来街者が安全に避難するための避難経路の確保と避難誘導標識の設置等による周知を図る。

また、沖縄市地域防災計画を踏まえ、緊急輸送道路等の設置やネットワーク化を促進する。

市街地においては幹線道路を中心に無電柱化を図り、電柱の倒壊による道路の阻害や停電の発生を防止する。



▲地域自主防災訓練



▲災害時緊急避難通路